



令和3年度

つくば市放課後児童室(児童クラブ)入会のご案内

つくば市こども部こども育成課放課後育成係 ☎029-883-1111 (内線 1610~1612)

つくば市放課後児童室(児童クラブ)は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に遊び及び生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図るために設置しています。

令和3年4月入会の一斉申込みについて

つくば市が運営している公営児童クラブ(指定管理者による運営を含む)の申込みを以下により受付します。

(民営児童クラブへ入会を希望する場合は、各児童クラブにより使用料、申請期間、申請方法が異なりますので、各児童クラブへお問い合わせください。)

◎受付期間

令和2年12月7日(月)から令和3年1月15日(金)まで

※入会許可は先着順ではありません。

◎受付方法

○書類持参による受付

(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。)

- ・受付場所：入会を希望する児童館、児童センター、児童クラブの受付窓口

※次の児童クラブは、設置場所と受付場所が異なります。

茎崎第一小学校児童クラブ	→ 茎崎児童センター受付
茎崎第二小学校児童クラブ	→ 茎崎児童センター受付
谷田部南小学校児童クラブ	→ 谷田部児童館受付
春日学園児童クラブ	→ 吾妻西児童館受付
葛城小学校児童クラブ	→ 松代児童館受付
沼崎小学校児童クラブ	→ 上郷児童館受付
要小学校児童クラブ	→ 小田児童館受付
柳橋小学校児童クラブ	→ 手代木南児童館受付

- ・受付時間：①各児童館及び児童センター

午前8時30分から各児童クラブの利用終了時間まで

- ②秀峰筑波児童クラブ、学園の森児童クラブ、みどりの学園児童クラブ

午前10時から午後7時まで

○電子申請による受付(パソコン又はスマートフォンからのみ利用可)

- ・つくば市公式ウェブサイト(<http://www.city.tsukuba.lg.jp/>)の関連リンクの「電子申請・届出」から「令和3年度放課後児童室(児童クラブ)入会申請」を選択してください。

- ・受付時間：24時間申請可能(システムのメンテナンス等により、利用できない時間が発生する場合があります。)

1 入会申込みができる方について

市内の小学校、義務教育学校（前期課程）又は特別支援学校の小学部に就学している集団保育が可能な児童で、その父母や同一敷地内に住む65歳未満（令和3年4月1日現在）の祖父母がそれぞれ次のいずれかの事情にあり、学校の放課後の時間帯に保育に当たることができない場合に限りです。

受入可能人数に限りがあるため、低学年の方を優先して受け入れますので、ご了承ください。

- (1) 居宅以外の場所で就労している場合
- (2) 居宅において、児童と離れて家事以外の就労をしている場合
- (3) 出産予定日の6週間前の日が属する月の初日から出産日の8週間後の日が属する月の末日までの間にある場合
- (4) 病気又は精神若しくは身体に障害がある場合
- (5) 長期にわたり病人、心身障害者等の介護をしている場合
- (6) 居宅以外の場所で就学している（職業訓練校等における職業訓練を含む）場合

※上述の(1)と(2)の就労の要件は、以下の①及び②を満たすこととする。

①就労時間が、放課後の時間帯を含み、月48時間以上（1日の就労時間は4時間以上かつ月の就労日数12日以上）である。

②児童クラブ利用日においては、児童の下校時間から児童クラブ閉所時間までの間に1時間以上就労している。

2 利用できる日及び利用時間について

利用できる日	利用時間
学校の授業がある月曜日から金曜日まで （祝日を除く。）	放課後～午後6時30分
長期休業日・創立記念日・県民の日（土日、祝日 を除く。）※学校の振替休業日は利用できます。	午前8時～午後6時30分

※一部の児童クラブは、午後7時まで利用できます。詳しくは、6ページの児童クラブ一覧をご確認ください。

3 児童クラブが休みとなる日について

土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの期間

4 使用料について

次の項目が保護者負担となります。

項目	金額	備考
使用料	月額4,000円	使用料の減額・免除制度があります。

5 納入方法について

口座振替による納入をお願いします。「口座振替依頼書」に必要事項を記入して、金融機関にて手続きをお願いします。金融機関や市の窓口で支払いができる納付書をご希望の場合には、納付書を発行します。なお、指定管理者が運営する大曾根児童館（なかよし館）では、指定管理者が使用料をお預かりします。

6 使用料の減額・免除について

項 目	要 件	減免額
使用料の免除	生活保護を受給している場合	全 額
	市民税の所得割が非課税の場合	
	月の途中で入退会した場合において、入退会した月の利用（在籍）が12日未満の場合（免除申請不要）	
使用料の減額	同一世帯で2人以上が利用している場合（減額申請不要）	2人目以降は半額

※使用料の免除を受けるには、「放課後児童室使用料免除申請書」の提出が必要です。

※使用料に日割りはありません。出席日数が少ない場合でも、月額のお支払いとなります。

7 申込みに必要な書類

- (1) 放課後児童室利用許可申請書
- (2) 児童健康状態等調査票
- (3) 家庭状況調書
- (4) 児童状況調査票
- (5) 保護者等が保育に当たれないことの証明書
（下表の①から⑧の状況に応じて、父母や同一敷地内に住む65歳未満の祖父母の必要書類が証明書となります。対象者は各々書類が必要です。）

保護者等の状況	必要書類	留意事項
①勤務者 ※1	「勤務証明書」	シフト制勤務の場合は勤務体制表の添付が必要
②自営業従事者 （個人事業主） ※1	「自営業申立書」 専従者の場合は「専従者」の欄に氏名等を記入してください。	親族以外の第三者の証明が必要
③内職の場合 ※1	「内職証明書」	証明者が本人又は親族の場合、親族以外の第三者の証明が必要
④出産 ※2	「母子健康手帳の写し」等	出産予定日が分かるもの
⑤病気・障害 ※3	本人の「診断書」又は「障害者手帳・障害年金証書等の写し」	
⑥疾病者の介助 ※3	介護を受ける方の「診断書」 又は「介護保険被保険者証の写し」	
⑦学生の場合	「在学証明書」及び「カリキュラム」	自宅学習は不可
⑧ひとり親家庭	「児童扶養手当証書の写し」や「住民票の写し」等	世帯の状況がわかる書類が必要

- ※1 ①勤務者、②自営業、③内職の方の就労の要件は、以下のア及びイを満たすこととする。
- ア 就労時間が、放課後の時間帯を含み、月 48 時間以上（1日の就労時間は4時間以上かつ月の就労日数12日以上）である。
- イ 児童クラブ利用日においては、児童の下校時間から児童クラブ閉所時間までの間に1時間以上就労している。
- ※2 ④出産の方は、産前産後のみのお預かりとなり、産後8週の翌日が属する月の末日で退会となります。継続して入会を希望する場合は再度申請をしていただく必要があります。
(例)令和3年8月21日が予定日の場合、認定期間は産前6週の日が属する月の初日である7月1日から産後8週の日が属する月の末日である10月31日までです。
- ※3 ⑤病気・障害、⑥疾病者の介助の方は、証明書の期間内での利用許可となります。介護や入院等が長引く場合は、利用許可期間内に再度証明書の提出が必要です。

- 放課後児童室（児童クラブ）の申込みを行う児童の弟妹が保育所の入所申請を行うことにより、既に保護者等が保育に当たれないことの証明書を取得している場合は、コピーでの提出を可能とします。この場合は、保育所入所申請で提出する前にご自身でコピーを取っておいいただく必要があります。

- 電子申請を利用する場合は、(1) 放課後児童室利用許可申請書から(4) 児童状況調査票までは必要な項目を入力していただくことにより自動的に作成されますが、(5) 保護者等が保育に当たれないことの証明書については、証明書を準備していただいてから、スキャナ等で電子ファイル（PDF 又は JPEG 形式）を作成し、添付することになりますので、あらかじめ証明書を準備してから電子申請を開始してください。

なお、電子ファイルで提出していただいた添付書類（各種証明書、申立書、診断書）につきましては、入会までに原本を放課後児童室（児童クラブ）まで提出していただくことになります。ただし、保育所入所申請用の証明書等の写しを電子ファイルで提出した場合は、原本の提出は不要です。

8 入会の決定

- (1) 書類選考後、入会の決定等を書面にてお知らせします。（2月下旬予定）
※ 予定人員を超えたときは、入会できない場合もあります。
- (2) 入会決定後に「入会説明会」のご案内をします。説明会では児童クラブでの生活について、ご説明します。

9 注意事項

- (1) 利用する児童に障害がある等の理由により、介助や特別な配慮が必要である場合は、申請書の加配職員の必要性欄に必ずご記入ください。なお、申請書には障害・療育手帳の写し、医師の診断書、学校長の意見書（必要に応じて放課後児童室で様式を配布）のうち、いずれかを添付してください。
- (2) 児童を安全にお預かりするために、児童の特性に配慮すべき点がある場合や児童の心身にご不安がある場合は、「児童健康状態等調査票」にご記入いただくとともに、入会を希望する施設にお気軽にご相談ください。

10 利用許可の取り消し

次のような場合は、利用許可を取り消します。

- (1) 利用許可申請書等に虚偽の記載があった場合
- (2) 対象児童の要件から外れた場合
- (3) 使用料を正当な理由なく一定の期間滞納した場合
- (4) 連絡のないまま欠席が続いた場合や利用時間が守れない場合

11 その他

(1) 欠席について

仕事の都合や病気等で欠席する場合は、必ず放課後児童室（児童クラブ）に連絡してください。

(2) 退会について

退会するときは、必ず退会の届出を行ってください。（届出がない場合は使用料が発生します。）

(3) 家庭状況等の変更について

住所、世帯構成、連絡先、勤務先や勤務時間等が変わったときは、速やかに放課後児童室（児童クラブ）に届出してください。

(4) 急病等の処置

放課後児童室（児童クラブ）での活動中に、児童が急病等になった場合は、状況に応じて保護者にご連絡します。

なお、緊急度によっては、直接病院へ搬送する場合があります。

(5) 学級（学年）閉鎖について

感染症による学級（学年）閉鎖となっている学級（学年）に在籍している場合、当該期間中は放課後児童室（児童クラブ）を利用できません。

12 児童クラブ一覧

施設名	所在地	該当小学校	電話番号 029-	児童クラブの 利用時間
栄児童館	横町 127-4	栄	(857) 4206	学校の授業がある 月曜日から金曜日 まで(祝日を除く。) 放課後～18時30分
九重児童館	上ノ室 2094	九重	(857) 4631	
荃崎児童センター	小荃 1793	荃崎第三	(840) 1321 ※1	
荃崎第一小学校児童クラブ	高崎 2290	荃崎第一		
荃崎第二小学校児童クラブ	上岩崎 1076	荃崎第二		
上郷児童館	上郷 2270-1	上郷	(847) 5546	長期休業日・創立記 念日・茨城県民の日 (土日、祝日を除く。) 8時～18時30分
吉沼児童館	吉沼 814-1	吉沼	(865) 2070	
東児童館	東 2-24-1	東	(851) 4801	
大曾根児童館(なかよし館)	大曾根 447-3	大曾根	(864) 0181 ※2	学校の授業がある 月曜日から金曜日 まで(祝日を除く。) 放課後～19時
松代児童館	松代 2-21-2	松代	(855) 6110 ※3	
葛城小学校児童クラブ	荻間 689	葛城		
吾妻西児童館	吾妻 2-5-4	吾妻	(851) 8141 ※4	
春日学園児童クラブ	春日 2-47	春日学園		
吾妻東児童館	吾妻 4-12	竹園東 ※5	(852) 7858	
竹園東児童館	竹園 3-18-1		(851) 5802	
竹園西児童館	竹園 2-19-2	竹園西	(852) 5039	
手代木南児童館	松代 4-15-1	手代木南	(852) 0670 ※6	
柳橋小学校児童クラブ	柳橋 360	柳橋		
二の宮児童館	二の宮 4-9-2	二の宮	(855) 6091	
谷田部児童館	谷田部 4715	谷田部	(836) 0611 ※7	
谷田部南小学校児童クラブ	境田 191-1	谷田部南		
並木児童館	並木 4-2-3	並木	(851) 5331	
桜南児童館	並木 4-7-3	桜南	(858) 0791	
要小学校児童クラブ	要 449-1	要	(867) 1190 ※8	
沼崎小学校児童クラブ	沼崎 1408-1、-2	沼崎	(847) 5546 ※9	
秀峰筑波児童クラブ	北条 5029-2	秀峰筑波	(867) 5330	
学園の森児童クラブ	学園の森 2-15-1	学園の森	(856) 0330	
みどりの学園児童クラブ	みどりの中央 12-1	みどりの学園	(836) 1255	

※1 荃崎第一小学校・荃崎第二小学校児童クラブについては、荃崎児童センターにお問い合わせください。

※2 大曾根児童館は、指定管理者が運営しています。

※3 葛城小学校児童クラブについては、松代児童館にお問い合わせください。

※4 春日学園児童クラブについては、吾妻西児童館にお問い合わせください。

※5 竹園東小学校区には吾妻東児童館と竹園東児童館があります。

※6 柳橋小学校児童クラブについては、手代木南児童館にお問い合わせください。

※7 谷田部南小学校児童クラブについては、谷田部児童館にお問い合わせください。

※8 要小学校児童クラブについては、小田児童館にお問い合わせください。

※9 沼崎小学校児童クラブについては、上郷児童館にお問い合わせください。